

長野市消費者被害防止見守りネットワーク情報

アナログ回線に戻す契約のはずがサポート契約に

大手通信会社のサポートセンターを名乗る事業者から「電話を光回線からアナログ回線に戻さないか」と電話があった。

今は誰もインターネットを使ってないので、ちょうどいいと思い契約した。

しかしその後、毎月サポート料金として約3千円引き落とされていることが分かり、確認すると1年縛りでサポート契約をしているとのことだった。

解約を申し出ると、今、解約するとキャンセル料が発生すると言われた。

(70歳代 男性)

事業者名を確認

【トラブルに遭わないためのポイント】

☞ 大手通信会社の名前を出していても、実際は関係のない事業者が勧誘をしているケースがあります。勧誘を受けた事業者名をしっかりと確認しましょう。

☞ 知らないうちに、回線の切り替えには必要のないサービスの契約を結んでいるケースもあります。勧誘を受けた際は、費用やサービス内容、解約条件などをよく確認し、必要ないと思ったらきっぱり断りましょう。

☞ 光回線をアナログ回線に戻す場合には、現在の契約先や回線事業者に問い合わせしましょう。

※困ったときは、消費生活センターに相談しましょう

- ◆ 近所の高齢者の方に「声かけ」「見守り」を日頃から行い、消費者被害の未然防止と、被害に気づいていない人には、気づかせる機会を設けてください。

「この話、いいかも！」と思ったあなた…いいカモかも。

～ 不安を感じたら迷わず電話 ～

- ◆ 長野市消費生活センター 026-224-5777
(消費者ホットライン 188)

【発行元】

長野市地域・市民生活部 市民窓口課
消費生活センター
〒380-0835
長野市大字南長野新田町 1485-1
長野市もんぜんぱら座4階
電話 026-224-5777
FAX 026-223-1818